

感染症（新型コロナウイルス等）発生時における

業務継続計画

《《《 指定訪問介護・第一号訪問事業 《《《》》》》》

事業所名	宗像市社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション	種 別	訪問介護
代表者	社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会 会長 吉田 善仁	居宅介護課長	森 真一
		管理者	山田 由美子
所在地	福岡県宗像市久原 180 番地	電話番号	0940-37-1322



宗像市社会福祉協議会
ホームヘルパーステーション

第 I 章 総 則

1 目的

宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション（以下、「本事業所」という。）感染症（新型コロナウイルス等）発生時における業務継続計画（以下、「本計画」という。）は、感染症（新型コロナウイルス等）の感染者または感染疑いのある者が本事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために本事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①利用者の安全確保	利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
②サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

- 本事業所に「宗像市社会福祉協議会ホームヘルプステーション感染症感染拡大防止対策職員委員会（以下「事業所委員会」という。）」を設置する。
- 事業所委員会は、居宅介護課長、管理者、サービス提供責任者をもって構成する。
- 事業所委員会は、本会労働安全衛生委員会が兼ねる「感染症感染拡大防止対策職員委員会（以下「法人委員会」という。）」と連携・協働し、本計画に定める業務を行う。
- 本計画の主管部門は、居宅介護課とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

1 対応主体

居宅介護課の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
体制構築・整備	<p>全体を統括する責任者・代行者を選定</p> <p>■体制整備 ⇒推進体制を（様式1）のとおりとする。</p>
情報共有・連携	<p>■感染症（新型コロナウイルス等）に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 ⇒行政が発信する情報（広報、HP等）及び通知等により、最新情報の収集に努める。</p> <p>■最新の本計画は、本会ホームページにて公開し、必要に応じ各職員がダウンロードし手元に保管するものとする。</p>
感染防止に向けた取組の実施	<p>■最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 ⇒行政が発信する情報（広報、HP等）及び通知等により、最新情報の収集に努める。</p> <p>■事業所内でのワクチン接種の推奨 ⇒介護労働者は社会的に「エッセンシャルワーカー」として認知され、新型コロナウイルス感染症を感染拡大しない・させない社会的役割も担っているため、事業所として積極的なワクチン接種を推奨し、職員にワクチン接種済者を増やし、新型コロナウイルス感染しにくい人材の確保・維持に努める。</p> <p>■基本的な感染症対策の徹底 ⇒マスクの着用、手指消毒、換気等、感染症予防及びまん延防止のための指針に基づき実施。</p> <p>■職員・利用者の体調管理 ⇒職員・利用者の体調管理を徹底し、体調の変化が見られる場合は、速やかに適切な対応を行う。</p> <p>■施設内出入り者の記録管理 ⇒事業所への出入者を把握する。</p> <p>■組織変更・人事異動・連絡先変更等の反映 ⇒緊急連絡網の作成。</p>
防護具・消毒液等備蓄品の確保	<p>■保管先・在庫量の確認、備蓄 ⇒感染者発生時に運営に必要な物品の確認、備蓄について（様式6）を活用し、平時から検討しておく。</p>
職員対応（事前調整）	<p>■相談窓口の設置 ⇒産業医と協力して法人委員会に相談窓口を設置する。</p>

<p>研修・訓練の実施</p>	<p>■業務継続計画（BCP）を関係者で共有 ⇒本計画については、全職員をはじめ、ケアマネジャー等の関係機関への周知も行う。</p> <p>■業務継続計画（BCP）の内容に関する研修 ⇒全職員に対して、本計画の内容を周知し、緊急時の対応について、下記訓練と併せて年1回以上の研修を実施する。</p> <p>■業務継続計画（BCP）の内容に沿った訓練（シミュレーション） ⇒上記研修と併せて、緊急時を想定した業務継続に向けた訓練（シミュレーション）を実施する。</p>
<p>BCPの検証・見直し</p>	<p>■課題の確認 ⇒事業所委員会にて定期的に課題を確認する。</p> <p>■定期的な見直し ⇒事業所委員会にて定期的な見直しを行う。</p> <p>■計画確認の方法 ⇒計画は適宜見直しを行うため、関係者は本会ホームページにて最新の業務継続計画（BCP）を確認する。</p>

第Ⅲ章 初動対応

Ⅰ 対応主体

居宅介護課長統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	居宅介護課長 森 眞一	管理者 山田 由美子
医療機関、受診・相談センターへの連絡	管理者 山田 由美子	サービス提供責任者 福本 直美
利用者家族等への情報提供	サービス提供責任者 福本 直美	サービス提供責任者 山本 多衣子 御供 理恵子
感染拡大防止対策に関する統括	居宅介護課長 森 眞一	管理者 山田 由美子

Ⅱ 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
初動対応	<p>■感染疑い者の発生 ⇒訪問時、利用者に息苦しさ、倦怠感、高熱等の症状や咳、頭痛などの風邪症状等が確認された場合、新型コロナウイルス感染症の疑いを持って対応する。 ⇒職員においても、発熱等の症状が認められる場合は、連絡・報告のうえ出勤しないことを徹底する。</p> <p>■管理者へ報告 ⇒感染疑い者が発生した場合は、速やかに管理者もしくは居宅介護課長に報告する。</p> <p>■事業所内・法人内の情報共有 ⇒事業所内では状況について情報共有する。法人へは必要に応じて（クラスター発生、またはその可能性有の場合等）報告する。 ⇒休暇中の従業員等に対しては、必要に応じて（感染の可能性がある場合等）状況を伝え、感染拡大に注意する。</p> <p>■居宅介護支援事業所等への報告 ⇒利用者の担当介護支援専門員等と情報を共有する。 ⇒早急に対応が必要な場合は、当該利用者が利用している他サービス事業所との情報共有も速やかに行う。</p> <p>■家族への連絡 ⇒利用者の家族がその場にはいない場合（単身世帯や家族外出等）、家族との情報共有も速やかに行うとともに、受診を要請し、その後の経過についても情報共有を行う。</p> <p>■指定権者（保険者）への報告 ⇒厚生労働省老健局長他による通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について（令和5年4月28日）により、指定権者への通知については、下記のとおり対処する。</p>

	<p>※上記通知による「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日)抜粋</p> <p>4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。</p> <p>ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p> <p>⇒上記の事態が発生した場合は、宗像市介護保険課へ電話により現状を報告し、必要に応じて文書による報告を行う。</p> <p style="text-align: right;">※宗像市介護保険課 36-4877</p>
<p>感染疑い者への対応</p>	<p>【職員】</p> <p>■医療機関受診</p> <p>⇒熱発をともなう風邪症状等の発症により職員に感染疑いがある場合は、当該職員自ら医療機関を受診し、病名を明らかにする。</p> <p>⇒医師の診断により新型コロナやインフルエンザ等に感染したことが明らかになった場合は、医師の指示に従い「医師が指示した期間」自宅療養する。</p> <p>⇒また、医師の診察により病名が明らかにならなかった場合も医師の指示に従い、医師が自宅療養が必要と認めた場合は「医師が指示した期間」自宅療養する。</p> <p>⇒熱発をともなわない風邪症状等の発症により職員に感染疑いがある場合は、当該職員自ら「医療機関での診療」「調剤薬局での医療用抗原検査(医療用抗原検査キットであれば自主検査も可)」し、新型コロナかインフルエンザのいずれかの病名を明らかにする。</p> <p>⇒感染疑いがある場合で、医師の指示が無い場合や医師が職場のルールを指示した場合は、本会の定めるルール【9p参照】に則って必要な期間自宅療養させる。</p> <p>■サービス提供の検討</p> <p>⇒新型コロナやインフルエンザ等に感染したことが明らかになった場合は、管理者は介護支援専門員等と連携し、サービスの必要性を再度検討し、担当訪問介護員の一時的変更等によりサービスの提供を継続する。</p> <p>【利用者】</p> <p>■サービス提供の検討</p> <p>⇒介護支援専門員等と連携し、サービスの必要性を再度検討し、提供の必要性を認めた場合は、感染防止策を徹底したうえでサービスの提供を継続する。</p> <p>⇒可能な限り、担当職員を分けて対応し、他の利用者との接触が少なくなるよう、訪問時間も調整する。</p> <p>■医療機関受診</p> <p>⇒利用者が連絡できない場合は、家族に連絡し、受診を要請する。</p> <p>⇒特別な事情がある場合を除き、訪問介護員は医療機関への受診を支援しない。</p>

第Ⅳ章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう平常時より準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	居宅介護課長 森 真一	管理者 山田 由美子
関係者への情報共有	管理者 山田 由美子	サービス提供責任者 福本 直美
感染拡大防止対策に関する統括	居宅介護課長 森 真一	管理者 山田 由美子
業務内容検討に関する統括	居宅介護課長 森 真一	管理者 山田 由美子
勤務体制・労働状況	居宅介護課長 森 真一	管理者 山田 由美子
情報発信	サービス提供責任者 福本 直美	サービス提供責任者 山本 多衣子 御供 理恵子

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項
関係機関との連携	<p>■濃厚接触者の特定 ⇒令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止にともなう「濃厚接触者」の概念が消失したため「濃厚接触者の特定」を行うことはない。 ⇒しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止するためには、「感染疑いのある者（感染疑い者）」については、本事業所として従前の「濃厚接触者」と同等の対処を行う場合がある。</p> <p>■感染対策の指示・助言 ⇒状況により運営を継続するために必要な対策に関する相談を関係機関に行い、指示助言等を受けながら実施する。</p>
感染疑い者への対応	<p>【利用者】</p> <p>■支援の実施内容・実施方法の確認 ⇒介護支援専門員等と相談し、支援の必要性を再検討し、生活に必要なサービスの確保に努める。 ⇒感染疑い者への支援実施については、「介護現場における感染対策の手引き（第2章）」、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年10月15日付事務連絡）」を参照する。 ⇒利用者宅における職員のマスク着用、手洗い、換気等について利用者及びその家族の理解と協力を得る。 ⇒当該利用者を支援する職員を限定し、担当する職員には十分な説明をし、理解を得たうえで支援を依頼する。 ⇒サービス提供しない（できない）場合は、発症日を0日として何日までサービス提供を休止することを利用者へ伝え了解を得る。</p>

	<p>【職員】</p> <p>■自宅待機 ⇒本人の体調、医師の診察結果、本事業所の職場復帰に関するルール等により職場復帰の時期を決定する。</p>
職員の確保	<p>■事業所内でのワクチン接種の推奨 ⇒介護労働者は社会的に「エッセンシャルワーカー」として認知され、新型コロナウイルス感染症を感染拡大しない・させない社会的役割も担っているため、事業所として積極的なワクチン接種を推奨し、職員にワクチン接種済者を増やし、新型コロナウイルス感染しにくい人材の確保に努める。</p> <p>■事業所内での勤務調整 ⇒職員が感染者、濃厚接触者となり、人員不足が見込まれる場合は、事業所内での調整を行い、人員確保に努める。</p> <p>■自治体・関係団体への依頼 ⇒事業所内での人員調整・人員確保が著しく困難な場合は、介護支援専門員等に相談し、支援内容の一時的変更や他事業所への支援協力を求める。</p>
防護具・消毒液等の確保	<p>■在庫量・必要量の確認 ⇒平時から様式6を活用し、備蓄品の在庫量・保管場所を確認しておく。 ⇒利用者の支援状況や支援量等から必要時の備蓄品の見通しをたて、定期的に補充を行う。 ⇒備蓄量については、経営状況を考慮しながら十分な量を確保する。</p> <p>■調達先・調達方法の確認 ⇒複数業者と連携することで非常時の調達先を確保しておく。 ⇒非常時の調達先・調達方法について、他事業所等との情報交換、連携についても検討する。</p>
情報共有	<p>■事業所内・法人内での情報共有</p> <p>■利用者・家族との情報共有</p> <p>■自治体（指定権者・保健所）との情報共有</p> <p>■関係業者等との情報共有</p> <p>⇒本会と本事業所が新型コロナウイルスワクチン接種の推奨する立場から、ワクチン接種に関する情報やワクチン接種後の体調不良時の休暇制度に関する情報、ワクチンそのものに関する医学的情報等について産業医の協力も得ながら職員間での情報共有を図る。</p> <p>⇒各種情報については、時系列にまとめる。また感染者の情報、感染者の症状、その時点で判明している感染疑い者の人数や状況を把握し必要に応じて関係者等に報告し、共有する。</p> <p>⇒保健所や行政からの指示・指導内容についても、必要に応じて関係者に提供する。</p> <p>⇒事業所・法人内において情報共有ができる体制と情報漏洩しない体制を構築する。</p> <p>⇒法人として指示指導體制を構築する。</p> <p>⇒最悪の事態に備え、休業の有無・休業期間・休業中の対応・再開の目安等について、法人・事業所としての方針を明確にし、関係者と情報共有できる体制・関係づくりに努める。</p>

	<p>⇒感染者や感染疑い者の個人情報については、個人情報の保護に留意し情報提供と共有を行う。</p> <p>⇒本会産業医や他サービス事業所等にも必要に応じて情報を提供する。</p>
業務内容の調整	<p>■提供サービスの検討（継続、変更）</p> <p>⇒介護支援専門員等と相談の上、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止対策を徹底しながら、最低限必要なサービス提供を継続するよう努める。</p> <p>⇒平時より非常時に優先すべきサービスの内容を検討しておく。</p>
過重労働・メンタルヘルス対応	<p>■労務管理</p> <p>⇒職員の感染状況等に応じて、勤務可能な職員をリスト化し、調整する。</p> <p>⇒職員の不足が見込まれる場合は、早めに介護支援専門員等との支援内容の一時的な見直し等を検討し、可能な限り長時間労働を予防する。</p> <p>⇒勤務可能な職員の中で、休日や一部の従業員への業務過多のような、偏った勤務とならないように努める。</p> <p>■長時間労働対応</p> <p>⇒連続した長時間労働を余儀なくされる場合、必要最低限の休日が確保できるようシフトを組むよう努める。</p> <p>⇒定期的に勤務実績を確認し、長時間労働者が現れないよう努める。</p> <p>⇒休憩時間や休憩場所の確保に配慮する。</p> <p>■コミュニケーション</p> <p>⇒職員同士の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心身の不調には早めに気づける職場づくりに努める。</p> <p>⇒感染者発生時の風評被害等の情報を常に把握し、職員の心のケアにも努める。</p> <p>■相談窓口</p> <p>⇒法人内に産業医等による相談窓口を設置し、職員が相談しやすい体制を整備する。</p>
情報発信	<p>■関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応</p> <p>⇒必要に応じて公表内容については、利用者・家族・職員等のプライバシーへの配慮を踏まえて検討する。</p> <p>⇒本事業所への取材については、居宅介護課長と管理者が対応する。その際、法人が発信する情報が異ならないよう留意する。</p>

お知らせ

令和5年5月1日

宗像市社会福祉協議会
ホームヘルパーのみなさんへ

宗像市社会福祉協議会

居宅介護課長 森 眞一

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する考え方の 見直しについて

時下、あなた様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和5年3月13日に「マスク着用の考え方の見直しについて」を発信し、マスク着用の考え方の見直し等について周知いたしました。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症に関する国の方針が大きく緩和されることとなりました。

当事業所も国の方針に従い、下記のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する考え方を見直し、新たな方針を定めましたので、新たな方針に則って職務に従事していただきますようお願いいたします。

なお、新たな当事業所の方針等についてご不明な事項がある場合は、居宅介護課長の森にお問い合わせください。

(1) マスク着用について

①利用者対応中について

⇒原則としてマスクの着用を推奨する。

ただし、熱中症の防止や入浴支援中等については着用を推奨しない。

②当事業所内や移動中について

⇒マスクの着用を推奨しない。

(2) 検温について

⇒原則として当事業所入室時の検温は廃止する。

ただし、日々健康維持に努め、発熱時（発熱の疑いがある場合）は、自分で検温し、熱発の確認を行う。

(3) 手指消毒について

⇒新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてではなく、通常業務の範疇として「流水による手洗」「アルコール消毒」の実施を推奨する。

<p>(4)「三密」回避について</p>
<p>⇒換気と感染対策を考慮し従前の集合形式による会議や研修を再開する。ただし、再び感染が拡大した場合は、行政の指示・指導に従い集合形式による会議や研修を中止する場合がある。</p>
<p>(5)新型コロナに自分が感染した場合について</p>
<p>①外出を控えることが推奨される期間 ⇒特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること。 ⇒5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨される。症状が重い場合は、医師に相談。</p> <p>②周りの方への配慮 ⇒10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用するなど高齢者等のハイリスク者と接触は控え、周りの方へうつさないよう配慮すること。 ⇒発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけること。</p>
<p>(6)家族(同居者)新型コロナに感染した場合について</p>
<p>①濃厚接触者について 令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはない。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められない。</p> <p>②ご家族、同居されている方が新型コロナに感染したら ⇒可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことなどに注意。 ⇒その上で、外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日として、特に5日間はご自身の体調に注意。7日目までは発症する可能性がある。この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮が必要。</p>
<p>(7)抗原検査やPCR検査の実施について</p>
<p>⇒令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、当事業所が標記検査の実施を職員に求めることはない。 ただし、①再び感染が拡大し標記検査の実施に関する行政の指示・指導が発せられた場合。②感染拡大を防止するため予防的に希望者に対して行政が標記検査キットの配布を行った場合、標記検査の実施を職員に求める場合がある。</p>

《更新履歴》

更新日	更新内容	更新者
2023年7月3日	計画書 Ver1.0.0 作成	森居宅介護課長

《添付（様式）ツール》

NO	様式名
様式 1	備蓄品リスト
様式 2①	感染者・感染疑い者管理リスト【職員】
様式 2②	感染者・感染疑い者管理リスト【利用者】

記入フォーム

■ 備蓄品リスト

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
応急手当セット			倉庫	居宅介護課長
ウエットティッシュ			倉庫	
消毒液（塩素系）			給湯室	
消毒液（アルコール系）			倉庫	
ペーパータオル			倉庫	
キッチンペーパー			倉庫	
ニトリル手袋			倉庫	
サージカルマスク			倉庫	
高性能マスク			倉庫	
アイガード			倉庫	
防護服			倉庫	
ヘアークャップ			倉庫	
シューズカバー			倉庫	
使い捨てエプロン			倉庫	
ゴミ袋			倉庫	
手洗洗剤			倉庫	
新聞紙				
ポリバケツ				

【その他】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
空気清浄機（稼働中）		事務所	
加湿器		倉庫	

■ 感染者・感染疑い者管理リスト

【職員】

品名	病名	状態	療養期間	発症日	復帰予定日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他 ()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日

■感染者・感染疑い者管理リスト

【利用者】

品名	病名	状態	療養期間	発症日	復帰予定日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 新型コロナ <input type="checkbox"/> インフル <input type="checkbox"/> 他()	<input type="checkbox"/> 感染 <input type="checkbox"/> 感染疑い	日間	年 月 日	年 月 日

(第 法) 新型コロナウイルス感染症に係る報告書 (介護保険課宛)

※最初の陽性者発生から概ね10日間以内に陽性者が5人以上となった場合に提出してください。

報告年月日	報告者 職名・氏名	電話番号
令和 年 月 日		0940-37-1322

注：●がある項目については、該当箇所に○をつけてください。

法人名	社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会	所在市町村	宗像市
事業所名	宗像市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション	サービス種別	訪問介護

陽性者の内訳

陽性者発生期間	月 日 から 月 日
---------	------------

利用者 (陽性数)	人	職員 (陽性数)	人
-----------	---	----------	---

●今後のサービス継続	<input type="checkbox"/> 継続 ・ <input type="checkbox"/> 休業 (予定期間 月 日～ 月 日)
------------	---

※職員が自宅待機したときの職員の応援体制や休業又は規模縮小したときの入居者・利用者の代替サービスの確保等について記載してください

陽性者のうち利用者の療養場所

医療機関	() 名
自宅	() 名
施設	() 名

●県事業のPCR検査又は抗原定性検査の活用

当該事業の活用状況	<input type="checkbox"/> 活用した (している)	<input type="checkbox"/> 活用していない
-----------	--------------------------------------	----------------------------------

※「活用していない」に○をつけた場合に回答

活用していない理由	
-----------	--



宗像市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション

感染症（新型コロナウイルス等）発生時における

業務継続計画書

Ver1.0.0

《《《 指定訪問介護・第一号訪問事業 》》》

作成／宗像市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション

発行／令和5年8月

発行者／宗像市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション

福岡県宗像市久原180メイトム宗像内

Tel : 0940-37-1322 E-mail : munasha-helper@pure.ocn.ne.jp